

東三河広域連合監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年2月25日

東三河広域連合監査委員
同

古池 弘 人
伊 藤 真千子

定例監査の監査結果に基づく措置結果 令和6年度定例監査

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
福祉事業部	介護保険課	6-2	意見	家族介護者リフレッシュ事業引換書等作成・送付業務において、受託者の誤りにより差し替え作業が発生し、受託者より原因分析等の報告を受け委託料の支払などについては、口頭にて協議を行ったとしているが、協議書を作成しなかった。協議事項については、書面で行うよう適切な事務処理に努められたい。	各種契約において協議事項が発生した場合に適切な処理が行われるよう、協議の意義、書面の必要性、手順等をまとめ、令和6年12月27日にメールにて課内職員に対して周知を行った。	R7. 1. 6